

平成28年4月定例 宮代町教育委員会会議録

招集年月日	平成28年4月21日 午前10時		開催場所	役場204会議室
開閉の日時	平成28年4月21日 午前9時55分		教育長	中村 敏明
及び宣告者	平成28年4月21日 午前11時40分		教育長	中村 敏明
議長代理	—	仮議長	—	会議録調製員 井上 正己
委員出席状況			議案説明等	
番号	氏名	出席の有無	教育推進課長	齋藤和浩
教育長	中村 敏明	出席	学校管理幹兼副課長（学校教育）	鈴木修平
職務代理	中村 昭雄	出席	副課長（教育総務）	井上正己
教育委員	武笠 正明	出席	生涯学習室長	佐藤賢治
教育委員	寺尾 裕	出席		
教育委員	深井 美智子	出席		
議案件名				
教育長報告				
（1）概要報告				
事務局報告				
（1）平成28年度教育委員会事務局組織等について				
ア 平成28年度教育推進課内職員配置				
イ 平成28年度宮代町教育関係組織一覧				
（2）平成28年3月議会における議案及び採決結果一覧				
（3）学校教育関係				
ア 4月の行事予定について				
（3）生涯学習関係				
ア 4月の事業予定について				
議 事				
議案第12号 宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について				
議案第13号 ことばの教室実施要綱の制定について				
議案第14号 宮代町就学支援委員会委員の承認について				
議案第15号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について				
議案第16号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について				
議案第17号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について				

開 会 午前9時55分

1. 開会の宣言

中村教育長

平成28年4月の定例教育委員会をこれより開会いたします。
(全委員の出席を確認)
(資料確認)

2. 教育長報告

(1) あいさつ及び概要報告について

中村教育長

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
4月、各小・中学校とも無事にスタートを切れました。各校順調に子供達との対応を考えながら、クラス替え、新入学、新しい環境の中、一人ひとりに向けた教育活動を進めているところです。先般、熊本での地震が大きな問題となっています。今のところ町内の児童生徒の関係者があって心配されているような情報は聞いていませんが、教職員で一名あると聞いていますので、勤務はありますが配慮もしていきたいと思います。
それでは概要報告いたします。
(資料により概要報告を行う。)

中村職務代理

新入学児童数について報告がありましたが、小中学校の児童生徒数推移について整理されていますか。

井上副課長

後ほど資料としてご用意します。

中村教育長

他にございますか。
(意見、質問なし)

次に、事務局報告に移ります。

(1) 平成28年度教育委員会事務局組織等について、事務局から説明いたします。

3. 事務局報告

(1) 平成28年度教育委員会事務局組織等について

斎藤課長

(1) 平成28年度教育委員会事務局組織等について
ア 平成28年度教育推進課内職員配置
イ 平成28年度宮代町教育関係組織一覧
(資料に沿って説明を行う。)

中村教育長

ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。
(意見、質問なし)

中村教育長

次に、報告事項(2)説明をお願いします。

(2) 平成28年3月議会における議案及び採決結果一覧について

井上副課長

(2) 平成28年3月議会における議案及び採決結果一覧について
(資料に沿って説明を行う。)

中村教育長	ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 (意見、質問なし)
中村教育長	次に、報告事項(3)説明をお願いします。
(3) 学校教育関係について	
鈴木学校管理幹	(3) 学校教育関係について (資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 (意見、質問なし)
中村教育長	次に、報告事項(4)説明をお願いします。
(4) 生涯学習関係について	
佐藤室長	(4) 生涯学習関係について (資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 (意見、質問なし)
中村教育長	次に、4. 議事に入ります。
4. 議事	
議案第12号 宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	
井上副課長	議案第12号 宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、(資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。
中村職務代理	「幹」という言葉は中々馴染みがありませんが、「学校管理幹」としての新たな役割は設けられていますか。
井上副課長	「学校管理幹」の職名は町組織改正による職級の整理でございまして、新たな職務を設けるものではありません。従来どおり、学校教育担当の副課長を兼ねて学校教育全般の担当統括を行います。
中村教育長	他にご質問、ご意見ございますでしょうか。 (意見、質問なし) では、お諮りします。 議案第12号 宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決として良いでしょうか。 (異議なし)
中村教育長	承認されました。次に、議案第13号に入ります。
議案第13号 ことばの教室実施要綱の制定について	
鈴木学校管理幹	議案第13号 ことばの教室実施要綱の制定について (資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。
武笠委員	要綱に添付された「様式」が多いので、その流れを説明願います。

鈴木学校管理幹	手続き関係について、要綱第7条に「本要綱に定めのないものは別に定める」旨を規定しており、別途「手引き」を準備し各校へお知らせするようにしています。 (各様式の内容、手続きについて説明を行う。)
中村職務代理	説明をいただきましたが、手続きとして煩雑と感じますので、関係者への説明にあたっては「フローチャート」化したものが必要ではないでしょうか。
鈴木学校管理幹	「手引き」内に用意しています。
中村教育長	手続き関係を整理しますと、保護者が行なうのは学校あての申請のみです。学校長は、これを付して教育委員会へ提出、教育委員会は決定の後、学校長、保護者の双方へ通知する流れとなっています。 また、(通級指導は)「特別な指導」を行うため「個別の指導計画」を作成する必要があります。通級指導を受けている間は、通常の授業を抜けるかたちとなりますので、これを明らかに定めておく必要もあります。また、他市町からの要請への対応についても定めておかなければなりません。 以上、大きく3点を定めています。後ほど「手引き」を配付します。
中村職務代理	「難聴・言語障がい」の認定は、「いつ」「誰が」行いますか。 また、要綱3条では「保護者から提出されたとき」とあります。中には(通級指導が必要であることを)知らないで申請しなかった家庭や、事情により申請しないケースもあるのではないのでしょうか。そうした方々への働きかけはどうされますか。
中村教育長	「特別支援学級」と同様に、「難聴・言語障がい」について各校で検査を行うということはまれです。そうした傾向がある場合は、家庭でも把握されていますし、教育委員会としては「就学支援委員会」を通して、「情緒」「知的」同様に意見としては述べますが、決定はあくまで「保護者」となっています。 もちろん、学校では児童生徒の日常生活を把握していますので、必要があると考えられれば、そうした働きかけは行っていきます。
中村職務代理	親は家庭の中で一番身近であるが故に、意外と気がつかないということもあります。先生の方が気が付かれるのではないかと思います。 制度について、機会を捉えてご案内いただきたいと思います。
中村教育長	本日提案の要綱は「制度」を定めるものです。運営等については今後改めて校長会等で協議します。
深井委員	これまで他の市町へ通われていた児童生徒の数は何名でしょうか。
鈴木学校管理幹	正確な数値が手元にありませんが、数名ありました。
深井委員	今後は宮代町内で指導を受けられるようになりますね。
鈴木学校管理幹	はい。
中村教育長	町内でも、通われるお子さんの交通手段は保護者の送迎が基本となっています。
寺尾委員	通級指導を受けるようになると、在籍しているクラスでの授業を受けないこととなります。通級指導は「続けて」行うもののでしょうか、曜日、時間等の期間を区切って行うもののでしょうか。(期間が空くことにより)学校行事や友人関係など

鈴木学校管理幹 寺尾委員	<p>教育上の重要なこともあります。</p> <p>「学校行事」他、そうした点を考慮して「時間」「曜日」を決定します。</p> <p>今回の教室は「難聴・言語障がい」対照ですが、他の児童生徒向けの指導教室は想定されていますか。</p>
鈴木学校管理幹	<p>本件の通級指導については「ことばの教室」、つまり「難聴・言語障がい」を想定しています。</p>
中村教育長	<p>他に「通い」の指導としては「情緒障がい」についての通級指導もあります。</p> <p>特別支援学級での指導だけではなく、「通級」～何時間か通うことで指導する方法もあります。「難聴・言語障がい」の通級指導では、発声などの技術的指導を週一時間、二時間等、通常の授業から離れて行う「その子供に合わせた特別な教育課程」を行うものです。</p>
寺尾委員	<p>通級中は、通常受ける授業の途中が抜けてしまいますね。</p>
中村教育長	<p>授業の教科には「継続性」もありますので、その点も配慮していきます。</p> <p>また、支障の少ない時間に実施するよう計画をきちんと作成して実施します。</p>
寺尾委員	<p>時間外での指導は困難でしょうか。</p>
中村教育長	<p>教員の勤務時間中で、1日の授業を終えた後に実施するということも考えられますが、その場合、その子供の「教育課程」が増えてしまうことになりまして、全員を対応できないことも考えられます。</p>
寺尾委員	<p>通級指導教室は百間小学校のみの設置ですね。</p>
中村教育長	<p>「通級指導」にあたる教員は「加配」により確保されています。「情緒学級」で、教員が該当校に赴くケースもありますが、「難聴・言語障がい」の場合は相応の施設・設備を設ける必要があるため、中々全校設置とはまいません。</p> <p>運営にあたっては、十分配慮して実施します。</p>
中村職務代理	<p>「要綱」では記載しきれない点については、今後運営上の配慮をお願いします。</p>
武笠委員	<p>通級指導決定にあたり、「診断書」等の添付は必要でしょうか。</p>
中村教育長	<p>「就学支援委員会」で意見を求めるにあたり客観的資料を求めるケースもあるでしょうが、最終的に判断するのは保護者の方々です。</p>
中村教育長	<p>他にご質問、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見としていただいた「運営上の配慮」は十分行うとして、議案第13号 ことばの教室実施要綱の制定について、原案のとおり可決として良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
中村教育長	<p>承認されました。</p> <p>次に、議案第14号に入ります。</p>
議案第14号 宮代町就学支援委員会委員の承認について	
鈴木学校管理幹	<p>議案第14号 宮代町就学支援委員会委員の承認について</p> <p>(資料に沿って説明を行う。)</p>

中村教育長	ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 (意見、質問なし)
中村教育長	お諮りします。 議案第14号 宮代町就学支援委員会委員の承認について、原案のとおり可決として良いでしょうか。 (異議なし)
中村教育長	承認されました。 次に、議案第15号に入ります。
議案第15号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について	
鈴木学校管理幹	議案第15号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について (資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。
中村職務代理	先ほどの作文のこともありますが、先生方の「指導」と「読書のやり方」をより深めていただきたいと思います。こうした「指導」の経験は他校へも広めていただきたいと思います。先に定めた「教育振興基本計画」でも、児童生徒の「読書冊数」を目標として掲げており「量」も大切ですが、「質」としての成果とリンクさせていただきたいと思いました。 また、各研究課題は各小中学校が考えるものでしょうか、教育委員会からテーマを示しているのでしょうか。
鈴木学校管理幹	各校で学校評価を踏まえて設定します。
中村職務代理	須賀小学校の「算数科」を除き、「国語科」「英語科」が多いようですが、背景はありますか。
鈴木学校管理幹	「言語活動」を通して、「思考」「判断力」「表現力」を育てることが、中教審からも出されています。また、全国学力学習状況調査でもこうしてところが課題となっていますので、我々教員の使命として考えています。
中村職務代理	国方針と現状から、ということでしょうか。
中村教育長	学校毎に「課題」は異なります。各校これを考慮してテーマ設定を行っています。また、現行の学習指導要領でも「言語活動」を大事にしています。 先の「全国学テ」では、「表」「グラフ」から読み取る力も「言語活動」と捉えています。従いまして、「現行活動」と言いましてもコミュニケーション能力だけではなくて、各校がどういう力を付けて行くか、それぞれ取り組みが異なるものです。
中村職務代理	論理的に考えるのは算数も同様です。言語を如何に活用するか、是非、思考するためのツールとして、物事の本質を捉える活動に発展していきましょう。
中村教育長	ありがとうございます。文科省が推進する「アクティブ・ラーニング」も言語活動の上に成り立っています。
寺尾委員	今回のテーマは、各校から上がったテーマをそのまま載せたのでしょうか。

中村教育長	<p>「1校を除き皆同じではないか」という印象です。</p> <p>もう少し、「宮代町教育委員会」としての配慮、調整機能はないでしょうか。</p> <p>先ほどの説明で「全学調」の話がありました。前年度の宮代町は平均以下の項目がありましたので、「科目」を考慮するなどの教育委員会としての意識付けも必要ではないでしょうか。或いは、その上で本日の議案に至ったのであれば、その点を説明願います。</p>
中村職務代理	<p>「町内全小中校」へ研究委嘱を行っているのは、宮代町の特徴のひとつでもあります。大きな市町村では難しく、「募集」「割り振り」による自治体もあります。先ほど「研究成果を広める」というご意見をいただきましたが、加えて「こういうことを子供達に還元したい」という教員の意欲、こうした点も勘案しながら、次の課題検討につなげていきたいと思えます。</p>
中村教育長	<p>「教科」としてテーマ設定を行いますと、中学校の場合は特定の先生だけの研究となってしまいます。そこで「言語活動」として全教科で取り組むという面もあります。逆に小学校では「算数」「理科」と決定すれば全体で取り組むことができます。こうした小中の特徴もあります。</p>
中村教育長	<p>そこで、中学校では「言語活動」「コミュニケーション」を全教科で取り組むということになります。本日のご意見は、宮代町の教育を高めるため、幅広く実践することが検討事項となると考えました。参考とさせていただきます。</p> <p>他にご質問、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第15号 宮代町立小・中学校の研究委嘱について、原案のとおり可決として良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
中村教育長	承認されました。次に、議案第16号に入ります。
議案第16号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について	
鈴木学校管理幹	<p>議案第16号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について</p> <p>(資料に沿って説明を行う。)</p>
中村教育長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
中村教育長	<p>では、お諮りします。</p> <p>議案第16号宮代町立小・中学校司書教諭の発令について、原案のとおり可決として良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
中村教育長	承認されました。次に、議案第17号に入ります。

議案第17号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について

鈴木学校管理幹	議案第17号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について (資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。
中村職務代理	ここで言う「小中一貫」は誤解される向きもありように感じます。定義について説明ください。
鈴木学校管理幹	宮代町が推進しているのは、いわゆる「一貫校」ではなく「小中連携」にあります。各学校区で連携しながら教育活動を推進するものです。
中村職務代理	一般市民はそう理解しない方もあり、「一貫校」と考えられていますので、その点を文言として表さないといけないと思いました。私達が説明するためにも、いずれかの場所に明記が必要だと思います。いかがでしょうか。
井上副課長	「小中一貫教育」についての「一貫校」と「連携」については常に表裏でありますので、今後も折にふれて説明していく必要があると感じています。
中村職務代理	分かりますが、私たちの根拠とする場所を明確にしておかなければいけないのではないのでしょうか。記述としては、小中学校の適正配置の方針の部分で良いですか。
井上副課長	教育委員会として明記しているのはその方針と、先に定めた「教育振興基本計画」です。これは解釈ですが、「小中一貫教育」とは小学校と中学校との「連携」と解しています。一方、「一貫校」とは方法論、建物として捉えていると解しています。今後、「適正配置」を進める過程で「一貫校とすべき」とのご意見が出た場合に説明していくということで良いと考えました。
中村職務代理	「連携」とは、「一貫校」を念頭としていないということです。 であれば明確にしておくべきです。
井上副課長	現在の宮代町は「小学校4校、中学校3校」ですから、「一貫校」は存していません。つまり、「一貫校」が話題に上るのは「学校再編」の過程の議論です。 そこで詰めていけば良いのではないのでしょうか。
中村職務代理	議案の「小中一貫教育推進委員会」にご参加いただく委員の方の中にも色々なお考えの方があると思いますので心配しています。皆さんが「連携」と解しているのであれば良いのですが…。
中村教育長	ここでは「一貫教育」と表しています。「一貫校」と言えばひとつの建物です。 「一貫教育」とは、「こういう子供に育てたい」という教育目標をひとつにして9年間で取り組みましようというものです。 宮代町が実践している、行事等を介して子供たちの交流を図りながら行うのが「連携」です。大きくはこのように分けられますが、言葉が錯綜しています。 今日では「住み分け」ができ、「連携」とは相互交流、「一貫教育」は小中学校で教育目標をひとつにして取り組むもの、となります。
中村職務代理	そうすると殊更明記が必要となります。これから色々な場で説明を行うのですか

中村教育長	ら…。
武笠委員	仰るとおり、少なくとも推進委員の皆さんにはご理解をいただいた上で進めていきたいと思います。
中村教育長	宮代町の「小中一貫教育」は、隣接している須賀小中から始まっているため、(一貫校と)イコールとなりやすいのだと思います。 現状では「連携」の方がしっくりきます。
中村教育長	「小中連携教育」という言葉はなく、「一貫教育」と表します。言葉だけ残っているという点もありますが、その点整理・説明していきます。 議案第17号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について、原案のとおり可決として良いでしょうか。 (異議なし) 承認されました。
中村教育長	以上で本日の議事をすべて終えました。 次に、「5. その他」に移ります。
5. その他	
斎藤課長	PM2.5の測定状況について (資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	他にございますか。
事務局各担当	(定期総会、研修会等の案内、出欠を確認)
中村教育長	次回定例教育委員会の日程をお願いします。
6. 次回教育委員会について	
井上副課長	次回本日間年予定表をご用意しました。 年間予定表では、今回は5月19日(木)の予定です、よろしいでしょうか。 (5月19日(木)午後6時開会、会場は役場会議室)
7. 前回会議録の承認	
中村教育長	前回会議録の承認並びに署名をお願いします。 平成28年4月1日開催の、平成28年第1回臨時教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様方に配付したとおりです。 お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。 (異議なし。) 異議ないようですので、前回の会議録へ署名をお願いします。 (会議録署名)
8. 閉会	
(閉会午前11時40分)	

左会議録は事実と相違ないので、宮代町教育委員会会議規則第17条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年5月19日

教育長

委員

委員

委員

委員

会議録調製員 井上正己